志免町空家等の適切な管理に関する条例【概要版】

1. 条例制定の背景と目的

〇町が把握している空き家のうち、長屋は20%以上

〇法では、長屋は対象とならないケースが多い

〇大雨や台風等時期に空き家相談が多く対応が困難

→長屋対策及び緊急措置を条例で定める必要がある

2. 法と条例の関係

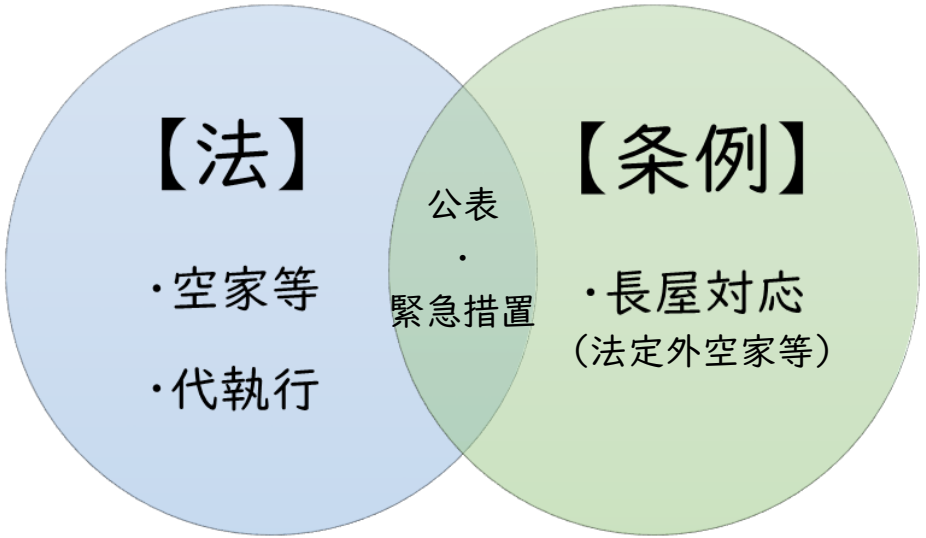

3. 主なポイント

〇定義の拡大

→ 法の対象外となる長屋となった空き家を「法定外空家等」とし、条例の対象とする

〇所有者の責務

→ 「法定外空家等」の所有者等に対して、自らの責任で適切に管理する努力義務を明記

〇町の責務

→ 法の「空家等」又は「法定外空家等」の適切な管理の促進に関し、必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう明記

〇特定法定外空家等の創設

→ 助言又は指導、勧告の行政指導を可能とし、命令の行政処分に不服従である場合は、所有者等の住所や氏名を公表することが可能

〇緊急安全措置

→ 周囲への重大な被害を防ぐため緊急の必要性があると認めたときは、町が最小限の措置を講ずることが可能

4. 施行日・その他

施行日：令和7年4月1日

その他：本条例施行に併せて、平成24年に制定された「志免町危険廃屋等の管理に関する条例」は、廃止します

【お問い合わせ先】
生活安全課 安全安心係
092-935-1181（直通）